

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)
 関係部長(課) 地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・社会の成熟にともない伝統文化や芸術文化を享受したいといった欲求が高まっている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・文化的景観や民俗技術が文化財保護法の改正(平成17年4月施行)により文化財保護の対象に加えられた。 ・「伝統の継承」「伝統文化の尊重」「郷土を愛すること」が教育基本法の改正(平成18年12月施行)により盛り込まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興基本法制定(平成13年2月)を機に区民の文化芸術に対する関心が高まっており、伝統文化や芸術文化を知ることや参加する機会が一層求められる。 ・人口構成の割合が高い団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢として、こころの豊かさやゆとりのある生活をより求めるようになる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住意向とともに身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供が求められてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化や芸術文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められるようになる。 ・区民が自らの世界を広げ、自らの人生を豊かにするため、ゆとりの時間を地域の歴史や伝統文化、芸術文化への意識や関心が高まってくる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められている。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
71	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	41.5	40.2	39.7	42.5	40.1	39.3	50	文化 観光課
72	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	57.8	52.1	53.0	57.8	54.5	53.9	65	文化 観光課
73	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	63,534 (20年度)	69,413	67,681	59,896	59,680		66,000	文化 観光課

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	658,527千円	615,031千円	698,600千円	746,752千円
事業費	621,217千円	580,633千円	670,200千円	718,072千円
人件費	37,310千円	34,398千円	28,400千円	28,680千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成25年度末現在登録件数は、1,052件である。これらの文化財の保存、保護活動を6名の文化財専門員を中心に進めている。これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き保護活動を進めてきた経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、文化財保護に必要な人材を育成し、区民との協働体制を継続していくことが必要である。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくすみ」と称され27回目を迎えた「くすみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆平成24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷等の施設と連携し、地域文化施設及び歴史文化施設について、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆文化財の次世代への継承を図るために、地域の文化財保護活動のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員と位置づけられている文化財保護推進協力員の活動の充実を図り、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。また、伝統芸能・伝統技術の各団体と連携し、技の披露、発表の確保に努め、多くの区民に本区の歴史や文化財の周知、伝統文化等の保存・普及を図っていく。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、区内アーティスト及び芸術提携2団体等との連携を強化し、江東区ならではの新たな地域文化として、例えば「江東ユースジャズフェスティバル、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団」等区民参加型の芸術文化を育成していく。また、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「江東真夏の第九」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆新しい地域文化の発信という視点から、地域文化施設及び歴史文化施設と24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷、旧中川・川の駅、及び三代豊国五渡亭園とが連携し、事業展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。</p>	

7 二次評価<< 区の最終評価 >>	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。 ・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRに取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。 ・個々の歴史文化関連施設について、利用実態を分析し、更なる効率性・採算性の向上策を検討する。 	

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光案内所の整備やシャトルバスの運行など、観光客の利便性向上に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・民間企業などとの連携により、新たな観光ルートの創出やイベントを開催するなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 観光立国推進基本法が制定され(平成19年1月1日施行)、観光による国づくり、地域づくりが提唱されている。また東京都においても観光産業振興プラン(平成25年5月)を定め、観光振興に対する取組みを強化している。 区においても、「江東区観光推進プラン」を平成23年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物の建設が進んでいる。 「東京スカイツリー」が平成24年5月に、「亀戸梅屋敷」が平成25年3月に開業した。また、全区的な観光推進組織としての役割を担う一般社団法人江東区観光協会を平成25年2月に設立した。 2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済のさらなる活性化が求められる。 観光資源の効果的な活用と、区内外に対する積極的なPRが求められる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 東京ゲートブリッジ、東京スカイツリー、亀戸梅屋敷の開業、江東区観光協会の設立に加え、今後豊洲新市場の開設が予定されており、本区への観光客の増加が見込まれる。 オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められるようになってきた。また、適切な観光の情報発信と効果的なPRも求められるようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部の開発が進み、今まで以上に臨海部と内陸部とを結んだ観光資源の有効活用と東京スカイツリー等の開業による観光客の区内への誘客が強く求められる。 区内外に向けて、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
74	江東区内の主要な観光・文化施設への 来場者数	千人	1,560 (20年度)	1,824	1,081	1,535	1,442		2,000	文化 観光課
75	観光情報HPへのアクセス件数	件	37,914 (20年度)	31,703	28,121	29,033	96,472		45,000	文化 観光課
76	観光ガイドの案内者数	人	1,216 (20年度)	2,169	3,532	4,914	3,686		2,000	文化 観光課

(* 指標75 25年度より江東区観光協会HPへのアクセス件数を追加)

5 施策コストの状況				
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	210,302千円	193,331千円	199,927千円	216,895千円
事業費	141,723千円	129,827千円	147,495千円	165,948千円
人件費	68,579千円	63,504千円	52,432千円	50,947千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海地区を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が、求められている。</p> <p>◆東京スカイツリー開業に伴う全国からの観光客に対し、本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより、地域経済の活性化を図り、また区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。</p> <p>◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源をも有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。</p> <p>◆平成25年に設立した江東区観光協会とは、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、さらなる観光推進の充実が求められている。</p> <p>◆ご当地キャラクターブームの追い風もあり、観光キャラクターを利用したマスメディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取組となっているかその効果測定が求められる。</p> <p>◆観光推進プランは、2020年のオリンピック・パラリンピック開催が想定されていなかったことから、平成27年度の改定においては、その点を反映する必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を生かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。</p> <p>◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。</p> <p>◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えられるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。</p> <p>◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとは言いがたい。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。</p> <p>◆東京ゲートブリッジの開通や豊洲新市場、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催など臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。</p> <p>◆東京スカイツリー開業による東京の東部地区への関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。</p>	

7 二次評価<< 区の最終評価 >>	
<p>・江東区観光推進プランを、前期5カ年の行動計画を検証しつつ改定し、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた観光推進の展開を図る。</p> <p>・区と江東区観光協会の役割分担を明確にし、観光振興に資するべく、互いが機能的に事業を実施する。</p> <p>・区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。</p>	

施策 22 健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(保健予防課、城東保健
 相談所、深川保健相談所、深川南
 部保健相談所、城東南部保健相
 談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康教育、健康相談等の充実	健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精検を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針が一部改正(24年7月)され、地域保健対策の推進に当たっては、ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進が示された。 ・生涯にわたる歯と口の健康づくり推進の基盤として、歯科口腔保健法(23年8月)が施行された。 ・国の第2次食育推進計画(24年3月)において、「周知」から「実践」を概念に、生活習慣病の予防につながる食育等の重点課題が掲げられた。 ・がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。 ・社会経済情勢は徐々に好転が見え始めてきているが、自殺総合対策に積極的に取り組む必要性は依然として高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・特に南部地域では、子育てをする若年世帯の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。 ・これまでの個人や家族・家庭のみならず、学校・職場等の生活の場を加えた、地域コミュニティでの健康増進活動への支援が必要となる。 ・食の情報が氾濫する中、受け手側の正しい判断と選択力と共に実践力が必要となる。 ・区民一人ひとりが、生活習慣病や精神疾患の知識・情報を十分に理解していることが必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。 ・区民の自殺率が減少傾向を示しているが、今後も取組の継続が必要である。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続している。 ・精神疾患患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。 ・食育推進計画推進事業として、地域に出張する健康教育「食育応援講座」の要請が増えている。こども対象には定着してきているが、成人に対する取組みには課題がある。 ・自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めた結果、自殺率は低下傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族単位での支援とともに、家庭・学校・職場のみならず地域コミュニティを含め社会環境の整備が必要となる。 ・国の「がん対策推進基本計画(24年度～28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 ・食に関する知識と理解を深めるための幅広い情報を多様な手段で提供することが必要である。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
77 自分は健康だと思う区民の割合	%	66.7	67.0	66.5	68.9	67.5	69.4	73	保健 予防課
78 運動習慣のある区民の割合	%	56.5	54.9	54.7	55.4	55.3	70.0	62	健康 推進課
79 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	23.4	22.3	22.7	22.5	23.3	20.8	15.6	保健 予防課
80 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	82.3	81.7	80.8	80.1	79.7	80.5	85	健康 推進課
81 バランス良い食生活を心がけている区民の割合	%	73.2	73.4	74.8	73.9	73.9	72.2	78	健康 推進課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	3,641,690千円	3,133,999千円	3,648,473千円	3,627,793千円
事業費	3,130,405千円	2,662,540千円	3,148,031千円	3,148,802千円
人件費	511,285千円	471,459千円	500,442千円	478,991千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

- ◆がんの標準化死亡比が23区内で高く、健康寿命が23区平均より低いなど、区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、各種検（健）診データを活用した課題の分析と施策への反映、自助・共助・公助による健康づくりの推進等、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。
- ◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検診体制の整備等一層の充実が求められている。
- ◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の更なる継続が求められている。
- ◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。
- ◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。

*標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆健康増進計画（26年3月策定）に基づき、「食と健康」「がん対策」「歯と口の健康」及び「親子で健康づくり」に向けた施策を展開する。計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など新たな取組みを進める。
- ◆「食育推進計画（第二次）」（26年3月策定）に基づき、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。
- ◆がん対策推進計画（26年3月策定）に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。
- ◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、平成24年度には、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取組みを実施したが、今後も、利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。
- ◆国の女性特有のがん検診推進事業については、23年度よりがん検診推進事業に名称変更、25年度より大腸がん検診も含め、引き続き行う。
- ◆22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルス事業を引き続き行う。
- ◆食品表示法による加工食品の栄養成分表示の義務化の施行（2015年予定）に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。
- ◆歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策に再構築する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・区民が「自ら健康づくりに取り組む」意識を高めるために、効果的な啓発活動に取り組む。
- ・区民の健康状態、ニーズ等を把握、分析し、施策の実施を図るとともに、取り組みの成果を明らかにする。
- ・「自助・共助」の観点から、区民や民間団体との協働を活かした健康づくりの取り組みを検討する。

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままでどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)の世界的流行が発生したが、想定していたより病原性が低く平成23年4月には季節性インフルエンザへ移行した。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、関係機関と連携し、新たな江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する。(平成26年11月決定・公表予定) ・社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、学校での麻しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・不活化ポリオワクチンの予防接種を開始した。(平成24年9月) ・三種混合にポリオワクチンを加えた四種混合を定期予防接種に導入した。(平成24年11月) ・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を開始した。(平成25年4月) ・近年、予防接種法に規定される法定接種ワクチンが増えてきており、乳幼児への接種方法が複雑になってきている。 ・平成25年に入り、成人風しん患者が増加し、先天性風しん症候群予防のため、成人対象風しん予防接種事業を開始した。平成26年4月からは対象者を変更し、新たに風しん抗体価検査事業を開始した。 ・犬の登録件数が増加している。 ・感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・医薬品の販売業等に関する規制を見直すために薬事法が改正された。(平成26年6月施行) ・食品・環境営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・食肉の生食による食中毒が社会問題化し、規制が強化された。 ・福島第一原発事故の発生により、農畜水産物が放射性物質に汚染された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、移動手段が発達した現代、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生のリスクが高まる。 ・非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 ・衛生害虫等の生息域の拡大により、感染症のまん延が懸念される。 ・薬事法改正に伴う新たな医薬品の販売方法や施設運営を定着させないと更なる規制が必要となる。 ・平成28年の豊洲市場開場に伴い、食品営業施設がさらに増加する。 ・福祉施設・大規模飲食店におけるノロウイルス食中毒等の発生が引き続き懸念される。 ・貿易の自由化が進むことにより、食品添加物や残留農薬の規制が大きく変わる可能性がある。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザの発生時の対応を検証した上での、健康危機管理対策の強化が求められている。 任意の予防接種へのさらなる公費助成や法定化が求められている。 生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出ている。 放射性物質に汚染された食品が流通しないよう対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザ(H1N1)対応経験により、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク着用等による感染症予防策の必要性への認識が高まってきている。 これまで任意だった予防接種が法定化されたものもあり、区の果たす役割がますます高まっていく。 食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められていく。
3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
82 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	69.1	69.4	72.1	71.1	69.5	64.9	70	保健 予防課
83 予防接種率(麻しん・風しん1期)	%	94.5 (20年度)	96.8	98.2	97.2	95.8		95	保健 予防課
84 結核罹患率(人口10万人当たり)	人	24.9 (20年度)	24.3 (21年度)	22.6 (22年度)	23.2 (23年度)	20.5 (24年度)		18.9	保健 予防課
85 環境衛生営業施設への理化学検査の不 適率(※1)	%	3.2 (20年度)	4.1	3.3	4.5	4.4		4	生活 衛生課
86 食品検査における指導基準等不適率 (※2)	%	6.8 (20年度)	5.2	6.8	3.3	3.3		4	生活 衛生課

※1 区内の環境衛生営業施設(公衆浴場、プール、理・美容所等)に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

※2 区内の食品営業施設(飲食店、菓子製造業等)から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体数の割合を指標とする。

5 施策コストの状況					
	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算	
トータルコスト	1,778,427千円	1,900,541千円	2,028,273千円	2,236,344千円	
事業費	1,296,787千円	1,455,483千円	1,528,249千円	1,687,860千円	
人件費	481,640千円	445,058千円	500,024千円	548,484千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策における現状と課題	
<p>◆新たな高病原性新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策に関する正しい知識の普及啓発の必要がある。◆法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始しているが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。今後も国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。</p> <p>◆一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを作成し、お知らせメールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始した。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆新型インフルエンザ対策については、平成21年に発生した経験等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発生を念頭に置いた対応可能な体制を整備する。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努める。◆既に法定化が予定されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効果的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》

- ・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。
- ・感染症等の区内における発生等の情報を的確に把握し、速やかに区民に提供できる基準と仕組みづくりを検討する。
- ・豊洲新市場開場やオリンピック・パラリンピック施設等の整備に対し、的確な対応を図るなど、引き続き安全な生活環境衛生の確保に取り組む。

施策 24 保健・医療施策の充実

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

<p>①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進</p>	<p>保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。</p>
<p>②母子保健の充実</p>	<p>保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実を図り、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。</p>

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域の急速な開発に伴い、出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 高まる周産期医療のニーズに対応するため、女性と子どもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。 医療制度改革に伴い、病院と地域の診療所等が機能分担しながら連携し効率的に医療を提供する地域医療連携が全国的に進められている。 21年度から4ヶ月健診の健診回数の増を図り、受診しやすい体制にした。 23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 24年度から、発達障害児対策として医師会と連携し発達障害児対応研修会を保育士、幼稚園教諭、保護者等を対象に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口急増に比して不足する医療資源は、昭和大学江東豊洲病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。 乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。 昭和大学江東豊洲病院にNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)が整備され、高度な新生児・周産期医療が提供されるようになる。これに伴って、NICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携や、ハイリスク妊婦への対応などのニーズが高まる。 「地域医療・介護推進法案」の成立(26年6月見込)によって、区には医療と介護の連携強化の具体的な取組みが求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域の人口の急増に見合った医療提供施設(病院等)の整備が求められている。特に若年世帯の流入により、周産期医療や小児医療への対応が求められている。 区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 東日本大震災以後、災害医療への関心が高まっている。 婦人科・周産期医療・救急医療・小児医療が不足していると感じる区民が多い(24年度区政モニターアンケート)。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携の拠点病院である総合病院の新規開設及び災害医療・救急医療など、区民ニーズに対応する医療提供体制の整備は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めるとともに、医療ニーズの量から質への転換を促す。 今後とも医療相談窓口寄せられる相談内容の多様化が予想される。 高齢化が進み、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
87 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	63.2	68.1	67.7	71.8	69.2	70.2	70	健康推進課
88 乳児（4か月児）健診受診率	%	96.7 (20年度)	92.9	92.6	93.9	93.6		98	保健予防課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	3,746,376千円	3,697,769千円	1,279,363千円	1,278,649千円
事業費	3,238,585千円	3,230,284千円	761,163千円	785,932千円
人件費	507,791千円	467,485千円	518,200千円	492,717千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

- ◆26年3月昭和大学江東豊洲病院が開院した。今後、質の高い周産期医療及び小児医療の提供、二次救急医療の提供や防災拠点病院としての機能の確保、また区内医療機関との適切な医療連携体制の構築が求められる。なお、区の支援策として、土地の貸付（22年4月以降10年間は無償）や建設工事費補助を実施。建設工事費の1/2について、最大75億円を限度に補助金を交付。23、24、25年度にそれぞれ25億円ずつを交付済。
- ◆乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。
- ◆新生児・産婦訪問指導事業については、エジンバラ産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。
- ◆発達障害の問題が明らかになりやすいとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定を行った。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。
- ◆高まる在宅療養のニーズに対応するため、「がんの医療連携・医療相談検討会」における検討成果に基づき、在宅療養推進の施策を実施する必要がある。
- ◆地域包括ケア及び在宅療養に関し、健康部と福祉部の役割分担と連携を進める必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆昭和大学江東豊洲病院の開院により、地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。
- ◆三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内調整・連携を進め、在宅療養推進の施策を展開していく。
- ◆南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。
- ◆医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。
- ◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。
- ・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等に取り組む。

施策 25 総合的な福祉の推進

主管部長(課) 福祉部長(福祉課)
 関係部長(課) 福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み

①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年通常国会で、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的とした介護保険制度等の改正が審議され、成立した。同法案には医療制度の改正も含まれている。 平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。 平成25年6月に障害者差別解消法が制定され(平成28年4月施行)、平成26年1月に障害者権利条約を批准した。 福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めた。 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は10万人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化)や、新しい総合事業の構築などきめ細かい対応が必要となる。さらに特養の新規入所者を原則要介護3以上に限定する等、在宅生活の継続に向けた体制強化や、介護予防事業の再構築、法定化による地域ケア会議の確実な実施等が求められている。 障害者総合支援法の施行に伴い、事業や組織の対応が求められる。また、障害者差別解消法施行に向けて、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けた取り組みが必要となり、さらに障害者の権利擁護促進が求められる。 区民の情報ツールとして、インターネット等の情報媒体の活用が拡大し、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数について平成21年3月と25年3月を比べると1.28倍、1.13倍、1.31倍、同様に特養の待機者数は1.31倍となっており、施設サービスに対するニーズが高い。一方、平成25年度に実施した「高齢者生活実態等に関する調査」では将来介護が必要となっても自宅で暮らしたいという割合が約5割を占めている。また区に求める施策として家族介護者の負担の軽減、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりが約4割で高くなっている。 障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。 区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の加齢に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。 障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 長引く景気低迷などの社会情勢によって、共働き世帯の増加等区民の生活環境はさらに大きく変化し、より質の高い福祉サービスの提供が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
89 保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5	34.7	34.2	30.9	30.1	40	高齢者支援課
90 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年9月)	85.6	85.0	84.5	84.4		84.6	介護保険課
91 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236	2,263	2,425	2,543		2,553	福祉課
92 福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)	137 (21年度)	186 (22年度)	246 (23年度)	319 (24年度)	386 (25年度)	403	福祉課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	39,472,338千円	37,751,865千円	43,079,698千円	44,769,548千円
事業費	38,588,481千円	36,936,530千円	42,149,708千円	43,873,350千円
人件費	883,857千円	815,335千円	929,990千円	896,198千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

- ◆特別養護老人ホームは、平成26年4月に1施設開設し、区内に14か所整備が完了しているが、平成26年3月末現在で入所待機者が2,182人となっている。このうち要介護3以上の人数は1,398人である。
- ◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成25年度に1か所開設した。
- ◆高齢者の在宅生活を支援するため、自立生活に不安のある方を対象とした都市型軽費老人ホームは、平成26年4月に区内3か所目を開設した。
- ◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所となったが、深川南圏域が未整備である。
- ◆民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、大規模マンションの建設等による人口増加で、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。
- ◆平成25年度から、地域包括支援センターと在宅介護支援センターに愛称「長寿サポートセンター」、「長寿サポート」を設定し、高齢者の相談窓口であることをPRしている。
- ◆平成25年度から、地域ケア会議を実施。地域包括支援センター単位で個別事例を検討し、そこから抽出された地域課題を日常生活圏域単位で検討した。
- ◆対象者把握方法の変更により、二次予防事業対象者の把握は促進されたが、事業参加者数は横ばいである。
- ◆障害者総合支援法の施行により、難病患者等にも対象が拡大されたが、既存の対象者との公平性に配慮しながら対応する必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。
- ◆区内15か所目となる特別養護老人ホームの整備など引き続き着実な整備を推進する。◆小規模多機能型居宅介護施設についても、平成27年度に1か所の整備を計画しており、計画通りの整備が可能となるよう引き続き事業者参入を促す。
- ◆要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、平成24年度から区内で3事業所が展開中だが、実態把握・効果等の検証を行っていく。
- ◆介護保険制度の改正で、地域包括支援センターに期待される地域包括ケアの中心的役割がさらに大きくなるため、高齢者人口に応じた人員、センター数の整備を検討する。◆地域課題の解決に向け、施策提言型の地域ケア会議を実施する。◆多様な通いの場の創出や高齢者が地域の中で役割をもって生活できる新しい総合事業を構築する。◆介護予防事業の参加者数を増加させるため、勧奨方法の検討と、魅力的なプログラムの考案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組むとともに、平成26年度から介護予防ケアマネジメントに係る経費を実績に応じて支払うこととしたので、効果を検証する。
- ◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。
- ◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者のサービスの改善・向上を図る。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。また、民間活力を導入した場合の区の監視体制を的確に実施する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ・民生委員制度の適切な運用を図りつつ、住民ニーズに合致する、地域を見守る新たな取組みについて検討する。
- ・介護保険制度改正の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、他世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、団塊世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 すべての自治体が、平成29年度までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する。 事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められる。 障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。平成20年には後期高齢者医療制度が創設されたが、その改善に向けて、検討が重ねられている。 	<p>【地域力の低下】区の高齢者人口は10万人を超え、増加傾向は今後も続く見込みである。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「共助」機能の低下が懸念される。</p> <p>【サービス供給が不安定に】今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ介護従事者不足のため、サービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正では「新しい総合事業」が創設され、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。</p> <p>【団塊世代の地域社会ステージへの参入準備】団塊世代の高齢化、大量退職により、生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「共助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。</p>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>「高齢者の生活実態等に関する調査」(平成26年3月)より。</p> <p>①将来介護が必要になったときにどこで生活したいかを尋ねた設問では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「自宅」と回答し、要介護認定者を対象とした介護サービスの利用意向調査で同様の質問をした結果では、51.0%が「自宅」と回答しており、他の入所施設、グループホームなどよりも生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。</p> <p>②社会参加に関する事項では、会・グループ等の参加について「趣味関係のグループ」31.6%、「町内会・自治会」27.0%、「スポーツ関係のグループやクラブ」23.8%と回答している。また、社会参加や仕事の状況については、「収入のある仕事」18.4%、「地域の生活環境の改善(美化)活動」15.8%、「見守りが必要な高齢者を支援する活動」6.1%の活動者がいる一方で、会・グループ等の参加では約70%、社会参加や仕事の状況では約80%が「参加していない。」と回答している。</p> <p>③力を入れるべき高齢者施策を尋ねたところ、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」38.4%と上位となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子や近親者による介護や家事援助を求めない傾向が一般化し、介護サービス需要がさらに大きくなる。 8割以上の区民が集合住宅で生活し、高層化やオートロックの普及などの住環境の変化によって、さらに外部からの見守りが困難となっていくため、地域コミュニティ機能の脆弱化とともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の「社会的孤立」状態から「孤独死」に至るケースが増加する。 上記の傾向に対する危機感も強まり広がって、ひとり暮らし高齢者の見守り体制構築への要請が増大する。 地域密着型サービス、小規模多機能型施設、複合型サービス施設の整備や平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護への要望が強くなっていく。 健康維持活動とともに趣味娯楽追求型とは志向の異った社会参加型、社会貢献型生きがい創出に向けた施策の重要性が増す。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
93 生きがいを感じている高齢者の割合	%	70.6	67.3	63.7	66.6	66.0	69.5	80	高齢者 支援課
94 福祉ボランティアの登録者数	人	4,542 (20年度)	6,406	6,646	6,942	6,877		5,680	福祉課
95 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.0	29.0	30.3	29.4	30.1	29.8	40	高齢者 支援課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	1,389,361千円	1,321,208千円	1,359,492千円	1,541,529千円
事業費	1,170,949千円	1,118,786千円	1,141,584千円	1,345,998千円
人件費	218,412千円	202,422千円	217,908千円	195,531千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

- ◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、退職後のシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動の他、社会性のあるボランティア活動・NPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。
- ◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延162名おり、一定の効果が出ている。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成25年度は15講座延553名が受講した。
- ◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。
- ◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活を続けるためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆福祉会館のあり方を検討し、指定管理者制度を導入した。その評価を検証のうえ、「高齢者の居場所」としての機能向上を目指す。
- ◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は東京都福祉人材センターの地域密着型面接会事業を活用して実施していることから、今後も同事業と連携して実施していく。また、人材育成については、平成24年度から引き続き、東京都高齢社会対策区市町村包括補助金を活用した介護職員向け研修の実施と就労希望有資格者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び潜在的有資格者の掘り起こしを行い、介護サービスの質の向上を目指していく。
- ◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。
- ◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの一環として、「高齢者見守り協力事業者登録制度」を平成26年3月から開始した。行政機関と住民組織による見守りだけでなく、今後は民間事業者との連携強化を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・法改正等による動向を踏まえながら、福祉人材の確保、人材の定着を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。
- ・地域における福祉ネットワークについては、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。
- ・シニア層が地域福祉の担い手として活躍できる体制構築を図る。

施策 27 自立と社会参加の促進

主管部長(課) 福祉部長(高齢者支援課)
 関係部長(課) 総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施し、23年4月には法人後見や法人後見監督の導入を図った。24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成や活用推進が市区町村の努力義務となった。 障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。 25年6月に障害者差別解消法が制定され(28年4月施行)、26年1月に障害者権利条約を批准した。 区人口の増加に伴い、障害者の数も増えており、5年前と比較して6.6%増となっている。 23年6月に障害者虐待防止法が制定され、24年10月の施行に合わせ、江東区障害者虐待防止センターを設置した。 雇用情勢が依然として厳しい中、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。25年度には全国ベースで14.0%増となり、4年連続で過去最高を更新している。 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を有する者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 障害者総合支援法に基づくサービスを適切に提供するために、難病患者等を対象にした事業の充実と共に専門知識を有する職員の配置などが求められる。 障害者虐待防止法に基づく各関係機関とのネットワーク構築を図る必要がある。 障害者差別解消法施行に向けて、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けた取組みが必要となる。また、更なる障害者の権利擁護促進が求められる。 区人口の増加に伴い、さらに障害者の数も増える。 精神疾患等を有する被保護世帯も増加傾向にあるため、生活自立支援事業の継続が必要である。 生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して自立支援への取り組みが求められる。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力の不十分な高齢者等の福祉サービスの利用や金銭管理、書類等の預かりなどの支援を通じて利用者が安心して自立した生活が送れるよう日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加してきている。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるように、日中活動、就労支援、社会参加支援等の充実が求められている。 様々な問題をかかえる世帯が増加することにより、周囲の生活環境にも影響を与える例が増加してきているため、福祉事務所の対応の強化を望む声が高まっている。 高齢者などに対し金銭管理援助などを求める声が区民のみならず、現場の生活保護ケースワーカー・介護支援員などからもあがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の財産管理や権利擁護に関わる相談が増加傾向にあり、法律などの専門的支援や各種情報提供の充実が必要となる。またトラブル防止のための施策の充実とともに、虐待態様の変化、高齢者等をターゲットにした消費者被害など多様化する区民ニーズに応えるための支援体制の強化が求められる。 障害者本人とその家族の高齢化の進展や、特別支援学校卒業生の増加により、障害者の特性に応じた多様かつ高度な社会参加の支援策や様々な形態の就労支援策の展開などが求められる。 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

臨時福祉給付金事業は、国の方針に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
96 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	18.5	23.1	22.7	23.4	27.2	28.1	35	高齢者支援課
97 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	122 (20年度)	169	213	256	304		300	障害者支援課
98 生活保護から自立した世帯数	世帯	87 (21年)	110 (22年)	107 (23年)	141 (24年)	129 (25年)		—	保護第一課

5 施策コストの状況

	25年度予算	25年度決算	26年度予算	27年度予算
トータルコスト	97,514,734千円	93,188,048千円	100,234,827千円	109,739,467千円
事業費	95,330,564千円	91,175,341千円	98,023,059千円	107,458,820千円
人件費	2,184,170千円	2,012,707千円	2,211,768千円	2,280,647千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計、老人保健会計及び後期高齢者医療会計の合計額である。

6 一次評価《 主管部長による評価 》

(1) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並みに上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。

◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。

◆生活保護受給者に対しては、平成25年度より、就労意欲喚起事業の開始や就職サポートコーナーの開設など、就職率の向上等で一定の成果はあった。更に、就労可能な生活保護受給者や生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向け、支援策を早期に展開することが必要である。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。

◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。

◆優先調達推進法の施行に伴い、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。

◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。

◆生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、総合相談窓口の設置、現行の就労支援策の再構築、貧困の連鎖の防止策など、自立を支援する取り組みを進める。

7 二次評価《 区の最終評価 》

・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、制度の利用しやすさへの配慮など、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度の利用を促進するために、必要とする区民への周知を図る。

・障害者の社会参加促進及び就労機会確保のための取り組みを積極的に推進する。

・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。